愛信業企発　第　９７号

令和　５年　４月２０日

各　農業協同組合　御中

愛知県信用農業協同組合連合会

「デビットカード取引規定」の一部改正等について

このことにつきましては、令和２年１月１７日付愛信業企発第８２９号「民法改正に伴う県下ＪＡ系統信用事業の定型約款にかかわる対応について」にてご案内のとおり、令和２年４月１日施行の改正民法（定型約款に関する規定の新設）を踏まえ、定型約款として制定していただいているところです。

今般、農林中央金庫より、デビットカード取引規定の一部改正を行う旨の通知を受けましたので、ご連絡するとともに、貴ＪＡにおける対応事項を下記のとおりまとめましたので、これに基づき取り扱いくださいますようお願い申し上げます。

本件につきましては、ご連絡が遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

記

１　改正理由

令和５年４月１日以降、地方公共団体（地方公営企業を含む）は、加盟店金融機関との公的加盟店契約において、従来の直接加盟店方式だけでなく、決済代行機関（決済情報処理センター等）を介した間接加盟店方式も行えるようになったことから、デビットカード取引規定の改正を行うものである。

２　改正内容等

(1)　改正内容

・　条番号をカード規定およびＩＣカード規定にあわせた番号に変更する。

・　３章の公金納付において、利用者が負担する補償債務の対象に間接公的加盟機関を追加する。

(2)　具体的な改正箇所

別紙「デビットカード取引規定の改正新旧対照表」のとおりとする。

なお、改正後の全文は、別添１のとおりとする。

(3)　施行日

令和５年６月１日から施行する。

　 (注)　取扱開始は令和５年４月１日であるが、農林中央金庫において、４月１日時点で間接公的加盟機関になる地方公共団体等がないこと、および地方公共団体等の加盟手続には３か月程度を要することから、４月１日時点で規定改定が未了であっても問題ない旨を日本電子決済推進機構に確認している。このことから、ＪＡバンクにおいては、規定改定にかかわる作業期間および周知期間を考慮し、令和５年６月１日付で規定改定を行うものと整理している。

３　ＪＡにおける定型約款の改正等にかかわる対応

(1)　デビットカード取引規定の改正

　　　別添２「デビットカード取引規定の一部改正について（内部決済用ひな型）」を参考に、ＪＡ所定の決定権限に基づき内部決裁のうえ改正する。

(2)　ＪＡのホームページへの掲載

　 ア　改正案内文書の掲載

改正案内文書は、ＪＡのホームページに次のとおり掲載する。

　 (ｱ)　掲載期間

令和５年５月１日（月）から令和５年５月３１日（水）までとする。

(ｲ)　掲載場所

　　　　 ＪＡのホームページのお知らせ欄またはデビットカード取引規定が掲載されているページ（定型約款一覧掲載ページ）等とする。

(ｳ)　掲載文

　 　次の改正案内文を参考に掲載する。

・　改正案内文

|  |
| --- |
| デビットカード取引規定の改正のお知らせ  　デビットカード取引規定にかかる改正を令和５年６月１日（木）に予定しています。  なお、改正の内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。  新旧対照表PDF　ファイル添付・リンク等 |

イ　改正後のデビットカード取引規定の掲載

令和５年６月１日（木）に、ＪＡのホームページ（定型約款一覧掲載ページのデビットカード取引規定）に別添１を掲載する。

以　上

○　本件に関する照会先

業務企画部　振決グループ　花野・豊本・清水（栞）・田中（菜）・坪井

電子メールf\_gk@aichishinren.or.jp

照会につきましては、令和３年８月３０日付愛信健推発第２２５号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた当会の各種業務の照会対応等について」にてご案内のとおり、電子メールによりお願いいたします。